

平成30年度財政援助団体等監査 措置状況報告書

部局名：区長部局

1 指摘事項

(1) ア	公益財団法人ハーモニイセンター（みどりと公園課）
指 摘 事 項	
<p>基本協定書第37条の規定により貸与された「自動券売機」（13年4月取得1, 134, 000円）については、27年8月にリース契約で機器更新を行ったため、貸与物品から除外された。しかし、みどりと公園課では、備品総括票からの削除を行っていなかったため、現物がないにもかかわらず重要物品として記載されたままになっていた。</p> <p>また、29年度の事業計画書でも当該物品をリース契約料ではなく、従前の保守料金として計上していた。</p> <p>指定管理者及びみどりと公園課は、貸与物品の変更の際には必要な手続の着実な履行及び確認を徹底されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
みどりと公園課 (H31.4月以降は道路公園課)	<p>区からの貸与品であった自動券売機（ポニー引き馬事業用）は、平成27年7月に故障し、機器老朽化のため修理不能であった。指定管理者と協議の上、事業運営に支障をきたさないため指定管理者によるリース契約対応としたが、その後の協定書等の必要な変更を行っていなかった。</p> <p>平成31年4月1日に締結する協定書に上記変更内容を反映させるとともに、今後も必要な手続きの着実な履行及び確認を徹底する。</p>

(1) イ	公益財団法人ハーモニイセンター（みどりと公園課）
指 摘 事 項	
<p>目黒区立公園条例施行規則第12条の4第4号の規定により指定管理者は管理経費等の収支状況を明らかにして事業報告書を区長に提出することとされている。この収支状況の支出内訳欄に決算額ではなく予算額が記載されていた。指定管理者及びみどりと公園課においては、規則に定める文書を正確に作成し、内容の確認を適切に実施された。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
みどりと公園課 (H31.4月以降は道路公園課)	<p>適切な施設の管理運営を行っていくため、指定管理者に対して正確な提出書類の作成を指示するとともに、提出書類の</p>

公園課)	内容点検等を十分に行い、誤りの是正等の適切な指導・監督を徹底する。
------	-----------------------------------

(2)	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 (道路管理課)
-----	-----------------------------

指 摘 事 項	
---------	--

<p>基本協定書第11条第1項の規定により指定管理者に対して、管理業務の細目の追加についての協議を行い、指定管理者から承諾書が提出された。しかし、区では収受の手続を行わず、業務の細目を定めた仕様書（業務基準書）への追加記載も行っていなかった。また、基本協定書第26条及び第28条の規定により、指定管理者は事業計画書及び事業報告書を区に提出し、確認を得なければならないとされているが、区では提出を受けたものの、収受・確認の文書処理を行っていなかった。事業計画書及び事業報告書については、25年度の監査においても同様の指摘を行い、所管課からは十分に確認を行い、起案による情報共有を行うなど適正な文書処理を行っていくとの回答を得ていた。</p> <p>道路管理課においては、提出された文書の確認を十分に行い、仕様書への記載や内容の確認について適切に対応されたい。</p>	
--	--

所 属 名	措 置 状 況
道路管理課 (H31.4月以降は土木管理課)	<p>指定管理者の管理業務の範囲の変更に関する文書について、今後は収受手続きを適正に行うとともに、変更内容に応じて、適切な文書処理を行う。</p> <p>また、事業計画書及び事業報告書のほか、指定管理者からの提出文書については内容を十分確認した上で、処理が徹底されていなかった状況も踏まえながら、改めて適切な事務処理と指定管理業務の適正な運営に努める。</p>

(3)	中目黒住区住民会議 (東部地区サービス事務所)
-----	-------------------------

指 摘 事 項	
---------	--

<p>補助金に係る実績報告書及び活動結果報告書の金額に誤りがあった。団体は、会計の証ひょう書類との照合・確認を徹底し、適正な会計処理に努められたい。また、東部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導・監督を行われたい。</p>	
--	--

所 属 名	措 置 状 況
東部地区サービス事務所	<p>実績報告書及び活動結果報告書の誤りについては、住民会議から訂正した資料の再提出を受け、内容を確認した上で監査事務局へ再提出した。次年度以降については、会計証ひょう書類との照合・確認を徹底するよう指導した。また、東部地区サービス事務所においても、適宜、適正な会計処理の確</p>

	認の徹底に努めていく。
--	-------------

(4)	中目黒住区住民会議（東部地区サービス事務所） 及び五本木住区住民会議（中央地区サービス事務所）
指 摘 事 項	
<p>帳簿については地区サービス事務所で作成している「住区住民会議の会計処理について」（以下「会計処理マニュアル」という。）の記帳に際しての注意として「事実発生の都度（遡及禁止）、明瞭かつ順序正しく記載する」とあるが、行事ごとにまとめて記帳されているものや1年間分まとめて記帳しているものがあつた。団体は、会計処理マニュアルを活用し、的確な予算執行に努められたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
東部地区サービス事務所	<p>帳簿の記帳については、「住区住民会議の会計処理について」に沿って、事実発生の都度、明瞭かつ順序正しく記載するなどの的確な予算執行に努めるよう指導した。また、各地区サービス事務所においては、適正な会計処理について周知徹底に努めるとともに、帳簿の記載状況等について適宜確認することとした。</p>
中央地区サービス事務所	

2 意見・要望事項

(1) 実績報告書等の点検について

意見・要望事項	
<p>今回の監査では、昨年所管課へ提出されている実績報告書等の収支関係資料が監査段階で修正されたところが一部に見られた。</p> <p>指定管理者や補助金を交付された団体が正しい財務諸表等を提出しなければならないのは当然であるが、それがなされず、しかも受理した所管課による十分なチェックを欠いていた事例である。実績報告書等をもとに行われる、指定管理業務や補助事業に係る評価・検証の妥当性にも疑念を持たれかねない状況にあつた。</p> <p>各所管課においては、関係書類提出時の内容点検を十分に行い、誤りがあれば是正を求めると、改めて適正な業務執行を徹底して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">（指定管理施設所管課、補助金交付事業所管課）</p>	
所 属 名	措 置 状 況
経営改革推進課	<p>経営改革推進課は、指定管理者制度運用について適正に執行できるよう関係所管に対して周知を行っているが、今後も適時適切に注意喚起を図っていく。</p>

(2) 公益財団法人目黒区芸術文化振興財団関係

意見・要望事項	
<p>29年度において、補助金の交付額と確定額の差となる区への返還額は、人件費を中心に、本部運営、文化ホール自主事業及び美術館管理運営の各項目の合計で2,016万円余となっている。芸術文化振興財団の経費節減努力や、補助金交付後の職員の雇用状況の変化等に起因するものと思われるが、補助金額確定後の返還金は区側の決算における不用額の増加にもつながってくる。</p> <p>財源の有効活用に鑑み、芸術文化振興財団による補助金の交付申請や、所管課におけるその審査に当たっては、前年度の執行額等を更に精査し、一層適切な交付額となるように努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(文化・交流課)</p>	
所属名	措置状況
文化・交流課	<p>芸術文化振興財団の人件費の補助金については、職員定数を基に交付額を算定した上で決定している。返還額については、無給休職中の職員の給与等であるが、今後は、前年度の執行額等を精査し適切な交付額とするよう芸術文化振興財団と協議調整を図る。</p>

(3) 公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター関係

意見・要望事項	
<p>勤労者サービスセンターでは、会員数の減少傾向が続いていたため、区の補助金を受け、近年その増強対策に努めてきた。29年度においても、勧誘のリーフレット等をタウンページ登録の区内事業所に送付し、併せて入会金と会費を期間限定で無料とする「事業所入会キャンペーン」を実施するなど、積極的な入会促進活動が展開されたところである。</p> <p>その成果が順次表れ、27年度から会員数は3年連続で増加し、29年度は前年度より312人の大幅増となり、13年度以来16年ぶりに3千人台を回復して、3,270人を数える状況となった。</p> <p>この間の勤労者サービスセンターの努力と、その支援を行った所管課の取組を高く評価する。両者の連携のもと、引き続き会員の増加が継続していくように尽力されたい。</p> <p style="text-align: right;">(産業経済・消費生活課)</p>	
所属名	措置状況
産業経済・消費生活課	<p>従業員の福利厚生への対応が、単体では難しい中小企業等に対しては、勤労者サービスセンターによるサービスの必要性は高い。今後も、勤労者サービスセンターへの支援を通じ</p>

	て、中小企業等の福利厚生の上昇に努めていく。
--	------------------------

(4) 公益社団法人シルバー人材センター関係

意見・要望事項	
<p>シルバー人材センターでは、29年度から新たに労働者派遣事業が開始された。この事業は、会員の職域を広げ、そのニーズの多様化に一層適切に対応できるようにするため始められたものである。</p> <p>従来の受託（請負・委任契約）方式による就業と異なり、東京都シルバー人材センター連合との雇用関係のもと、以前はできなかった、派遣先の事業所で指揮命令を受けてその従業員と共に働くことを可能にする仕組みとなっている。</p> <p>29年度の実績はまだ少ないが、この労働者派遣事業が拡大していけば、区内の高齢者の新たな社会参画の場を広げることにもなってくる。会員の望む就業場所の確保等の課題もあるとのことであるが、その意義を踏まえ、今後の積極的な推進を期待したい。 (健康福祉計画課)</p>	
所属名	措置状況
健康福祉計画課	目黒区シルバー人材センターにおいては、公益財団法人東京しごと財団や先進センターの情報を収集し、派遣就業等の新たな就業分野を開拓し、会員の望む就業場所の確保に努める事業計画を予定しており、今後とも積極的な支援をしていく。

(5) エコライフめぐろ推進協会関係

意見・要望事項	
<p>会計の取扱いにおいて、29年度にカタツムリバンク特別会計が廃止され、カタツムリ特定預金（同年度末で1,704万円余）として他の財源とは区別をつける形で、その資金は一般会計に振り替えられた。</p> <p>同年度末の貸借対照表によると、この特定預金は「資産の部」の「固定資産」とされている。特別会計のときには、同部の「流動資産」に位置付けられていた資金なので、この点も大きな変更点である。</p> <p>貸借対照表作成上の1年基準により、固定資産とした場合には、決算日の翌日から1年を超えて現金化される資産となる。29年度の決算日（30年3月31日）にこの扱いをすれば、30年度はこの特定預金を利用しないことが前提になってくる。決算日の翌日から1年以内に現金化される資産である流動資産のときと異なり、臨機の支出に対応できない方式が選択された。</p> <p>また、一昨年当監査においては、金利の動向から運用収入のみでの活用は現実的でない旨述べて、カタツムリバンク設置細則の規定に柔軟性を持たせるなど、カタツムリバンクの活用方法について検討されたいとの意見・要望を付したところである。しかし、</p>	

同細則を廃止して今回新たに制定されたカタツムリ特定預金設置細則の内容は、以前の細則とほぼ同一になっていた。この新規のカタツムリ特定預金設置細則でも、運用益金（29年度の受取利息は1,500円余）の用途は3項目にわたり規定されているが、特定預金本体の対象事業は理事会が決定することになっていて、この特定預金元金の活用意図は規定上明確ではない。

このようなことから、カタツムリ特定預金本体の具体的な使用目的の明確化や、会計上の位置付けを含めて、同特定預金の活用方法の検討を改めて要望する。

(環境保全課)

所 属 名	措 置 状 況
環境保全課	協会としては今回の指摘を踏まえ、カタツムリ特定預金について具体的な使用目的の明確化や会計上の位置付け、活用方法など検討していくとのことであり、区としてもこれを支援していく。